

## 学　会　に　生　き　て　8　年

羽　田　巖\*

昭和 38 年 6 月から 8 年間、土木学会に在職いたしましたが、その間学会は、先輩や会員各位のご尽力によって逐次発展をとげ、会員数は約 2 倍になり、会計規模は約 3 倍になり、また事務の内容も、委員会などがたくさんできて随分多忙になりました。

8 年間の学会生活は夢のように過ぎ、数々の思い出がありますが、その中でとくに印象の深い二、三の問題について残しておきたいと思い書いたものです。

## 土木図書館の建設

土木図書館は土木学会創立 50 周年記念事業として、昭和 38 年に建設したものであります、なんとかなものをつけたものかと思っている方がおられると思いますので、この建物のできたいわれについてすこし述べます。当初の構想は鉄筋コンクリートの土木会館を建設するという雄大なものであったのです。土木会館建設委員会（委員長は金子源一郎氏、当時は首都圈整備委員会委員）で、敷地の問題などを検討した結果、現在国鉄から借りている土地が、交通も便利だし敷地の余裕も十分あるので、この敷地内に建設する方針を決め、その線に沿って計画がすすめられました。

しかし、この土地はいろいろの制約を受けた大変むずかしい土地であることがわかりました。まず都市計画法に基づく東京都の許可を受けねばなりませんが、東京都の計画によると、この土地の上に高速道路の線が引いてあり、同時にこの土地は風致地区であり、公園緑地であり、さらに文部省文化財保護委員会の史跡（江戸城外濠跡）の指定もなされております。

都市計画法や建築基準法に基づく許可に関する所管は首都整備局で、当時の局長は山田正男氏であり、金子委員長との間にたびたび折衝が行なわれましたが、規則や部内の内規等にしばられて、なかなかはかどりません。最後は総面積 60 坪以下の仮設物で 2 階建以下のものなら許可できるということになりました。しかし、これでは当初の雄大な計画とは雲泥の差で会館の建設は見送らざるを得ないところまできました。しかし、これは会館とか事務所とかいうものの基準で、図書館のような公共

性のあるものなら再考の余地があるというヒントを得、急きょ会館建設委員会を図書館建設委員会に変更して計画をすすめましたが、面積の制限が緩和されただけで、仮設物であること、2 階建以下であることの条件は緩和されませんでした。以上がけちな建物のできたいわれでありますが、その後都市計画の許可、建築の確認、史跡の現状変更の許可、国鉄からの建築の許可、また大蔵省の指定寄付の許可も得て、昭和 39 年 6 月に着工、同年 10 月竣工したものであります。ここで、図書館の建設にとくにご尽力をいただいた、金子源一郎さん、山田正男さん、玉村栄二さん（当時首都整備局計画部長）、国鉄の西亀達夫さん（当時管理課長）などに厚くお礼を申し上げたいと存じます。

## 募金のこと

50 周年記念事業のための募金の総額は 7 000 万円と決まりました。これは前記の図書館の建設費、記念出版のための経費、祝賀会等の経費の合計であります、募金を担当するのは総務委員会で、委員長は永田年氏であります。

募金は主として民間業者にお願いし、ほかに地方公共団体や関係団体へご協賛をお願いすることになりましたが、永田委員長の考え方で、土木学会の会員個人にもお願いすることになりました。それは「土木学会の記念事業は本来会員の行なうもので、他の法人等に依存するのは間違っている。貧者の一灯であっても、個人会員も応分の負担をすべきである」というので、学生を除く全会員に、一定の規準を設けて呼びかけたのです。その結果は、100 円から 50 000 円の幅で総数 4 500 人、金額で 6 450 000 円に達しました。正会員の約 4 分の 1 が直接記念事業に参加されたことは、意義の深いことであったと思います。

永田さんは大変責任感の強い方で、委員長として募金のことを引き受けられるや、直接会社や協会等に出向かれて交渉にあたられました。昭和 39 年 1 月には関西・中京地方に募金行脚をされたことなど、だれにでもできることではないと思いました。

これより前に、図書館の建設に要する経費 5 000 万円

\* 正会員 前土木学会専務理事

は寄付される法人が免税となるよう大蔵省へ指定寄付の申請をしており、募金に際しては大口の寄付金は指定寄付の取扱いが受けられる見込みであると説明しておったのであります。ある日突然、大蔵省から指定寄付の取扱いはできないといつてきました。その理由としては、前年に国際水質研究汚濁会議の寄付金を土木学会として指定を受けているので統いての指定はできない、少なくも1年半は間をおかなければいけないというのです。非常なショックを受けましたが、当時の会長山本三郎氏（前建設事務次官）のお骨折りで曲りなりにも解決したときはホッといました。

こうしたハプニングはありましたが、永田委員長、滝山・西松両副委員長はじめ委員各位のご尽力によって募金は順調にすすみ、50周年記念事業も無事終り、決算の段階に入りましたが、若干の残余金が生ずることとなりました。金額は430万円でした。これは本来ならば寄付者へ割戻すべきかも知れませんが、関係者は5000人もおり、寄付者も必ずしもそれを望んでいるとは思われない、永田委員長のお考えは、残余金といえども当初の募金の趣旨に沿って、その使途を決めるべきであるということでありましたので、日本土木史の編集のために使うことになりました。土木史は、大正元年から昭和15年に至るものと50周年記念事業として出版することになりました。これに続く昭和16年から昭和40年に至るものとの編集の経費にあてることになりました。土木史のような出版物は、赤字分を他から補てんしないとできないからです。お蔭でこの日本土木史は今年度中に出版される予定であります。

図書館の建設については、徳善義光さんのご好意も忘れられません。それは学会の事務所の脇には深い大きな溝があって夏になるとどぶの臭気が鼻をつき、また藪蚊が発生して困っていましたが、東京都の水道局長であった徳善さんは、新宿区の区長さんに交渉してくれ、新宿区の工事としてこの溝に下水管を通して埋めてくれたことです。その理由は、新宿区設の公設市場から出る下水が原因だからというのでありました。

さて、募金のことですが、私は50周年記念事業や、その他の国際会議の経費の募金にたずさわりましたが、募金に際しては、お金の使途が有効でかつ明確でなければ納得してもらえないということが協賛していくだく第一の要件であるということ、そして誠意をもって足繁く恋人の所へ通うような気持ちでなければうまくいかないことを痛感いたしました。

## 事務局のあり方について二、三

事務局の本来の任務は簡単にいえば、会員へのサービ

スであると思います。会員の会費によって、学会誌やその他の刊行物を出し、あるいは講演会・講習会を通じて、あるいは委員会の研究活動を通じて会員相互のコミュニケーションが行なわれるのが学会の使命であるならば、その活動をしやすくする潤滑油の作用をするのが事務局の使命であると思います。一方、学会の運営は理事会が中心になって行なわれる建前であります。学会の会務の統括者である会長の任期は1年であり、会務の執行機関である理事会の理事の任期は2年で毎年半数ずつ交替してゆきます。学会の会長や理事になる方は本来の任務が多忙で、学会のことまでは本気になれないというのが実情であります。そのために専務理事という制度ができ、専務理事は理事の専任者であると同時に、サービス機関である事務局長を兼ねたものであります。事務局員も少なく、学会の専門分野が狭いような場合は、この両建ては可能かと思いますが、学会が大きくなると、この両建ては事実上無理があると思います。

土木学会内に企画委員会（委員長 仁杉巖氏）という委員会ができる、その委員会で事務局のあり方や、専務理事の問題も論じられましたが、そこでいわれたことは、現在のような役員の任期や選出方法の制度下では、どうしても事務局が活動の中心にならなければうまくいかない、そのためには事務局を強化し、専務理事にもっと権限を与えて、学会活動の企画推進をはかるべきだということがありました。この議論は、専務理事の重要性はわかるが、あまりに専務理事に責任を負わせすぎはしないだろうかと思います。また、権限が過ぎると、反対の効果の出ることも考えねばならないでしょう。

この問題に関連して会長の任期にも問題があると思います。1年の任期では自分の政策を実行に移す時間的余裕がなく、受け身になってしまいます。したがって、会長の任期を2年にするとか、理事の選出方法を現在のような地域・職域から選出するということではなく、もっと学会を愛する人を中心とした適材を選ぶなどのこともあわせて検討すべきかと思います。

現状で事務局のあり方を考えるとき、事務局と専務理事とは分けて考える必要があると思います。すなわち、別に事務局長において、事務については事務局長に責任をもたせ、専務理事は大権的な判断や、企画・推進をすることを主たる任務とすることとするほうがよいのではないかと思います。

さて、学会という土木技術者の善意に満ちた共通の場で、8年間を無事に過し得たことは私の感激であり、また多少なりとご奉公ができたことを喜んでいます。土木学会のいっそうの発展を祈ってやみません。

(1971.7.12・受付)